

令和元年10月の保育料改定について

公立保育園、私立保育園、認定こども園（長時間）、渋谷区幼保一元化施設（長時間）
地域型保育事業（小規模保育、居宅訪問型保育等）、区立保育室

幼児教育の無償化による影響

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正に伴い幼児教育の無償化が始まります。対象となる児童は、**3歳児クラス～5歳児クラス及び0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯の児童**です。

無償化の方法は大きく分けて2通りとなります。

- ①公立保育園、私立保育園、認定こども園（長時間）、渋谷区幼保一元化施設（長時間）
地域型保育事業（小規模保育、居宅訪問型保育等）、区立保育室
⇒**3歳児クラス～5歳児クラスの保育料が無料となります。（手続きは不要です。）**

0歳児クラス～2歳児クラスの住民税非課税世帯は既に無料となっています。

また、延長保育料・スポット延長保育料はこれまでどおり、費用の負担があります。

- ②認可外保育施設等を利用している場合

⇒保護者が支払った保育利用料（給食費等を除く）に対し、区から「施設等利用費」を支給します。

原則①と併給できないため、保育園等の在籍児が認可外保育施設等を利用した場合②は対象外です。

副食費について

幼児教育の無償化により保育料が無料となるにあたり、国の制度では3歳児クラス～5歳児クラスの副食費（おかず代）を保護者負担とすることとなっています。渋谷区では、副食費を公費負担としますので、**保護者のご負担はありません。**

きょうだいがいる場合の保育料

令和元年10月の保育料改定に合わせ、きょうだいがいる場合の保育料の考え方が変わります。

令和元年9月まで：同時に2人以上の児童が保育園等に在籍している場合に、

2番目（第2子）、3番目（第3子）の児童の保育料を軽減

⇒令和元年10月以降：**年齢を問わず、また保育園等の在籍状況にかかわらず2人以上の子どもがいる世帯**の場合、第2子、第3子の児童の保育料を軽減

※原則住民票のデータで確認しますので、手続きは不要です。

きょうだいがいる場合の保育料 イメージ図



問い合わせ先

渋谷区子ども家庭部保育課
保育管理係
電話：03-3463-2483

裏面に改正後の保育料階層表を掲載
していますので、ご確認ください。